

# 令和4年度京都府商店街施策に関する補助金メニュー

京都府では、府内の商店街等に活用いただける補助事業のメニューを次のとおり用意しています。補助対象となる団体は、商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、商工会、商工会議所等です。

## ㉔ 地域商業活性化緊急支援事業

- ① 商品券事業
- ② 集客事業
- ③ 環境整備事業

	①商品券事業	②集客事業	③環境整備事業
補助対象経費	プレミアム商品券の発行に関わる経費 例)プレミアム分、商品券印刷代、宣伝広告費等	大売り出しなど、集客に関わる経費 例)委託費、宣伝広告費、使用料・賃借料等	感染防止対策により来街者の安心・安全な環境を整備するための費用 例)混雑時の周知案内用の放送設備等
補助率	2分の1以内		
補助上限	500万円	100万円	200万円
申請受付期間	随時、受付中 (ただし、事業は令和5年2月28日までに終了するものに限りです)		

★★①と②については、京都市内の商店街団体等の場合は「京都市商店街等消費還元支援事業補助金」も併せて活用が可能です。  
ただし、府市の補助金の合計額が事業費の総額を超えて補助金を受けることは出来ません。  
また、京都市の申請受付期間は8月31日まで、事業実施期間は令和5年1月31日までです)

## ㉕ 商店街施設省エネ化緊急支援事業

補助対象経費	商店街等が設置するアーケードや看板、街路灯等の照明のLED化など、省エネ化に関わる経費 例)街路灯のLED化や自動点滅器等の設置・更新
補助率	2分の1以内
補助上限	100万円
申請受付期間	随時、受付中 (ただし、事業は令和5年2月28日までに終了するものに限りです)

## ㉖ 商店街に関わる人材育成交流促進事業（新しい商店街づくり総合支援事業）

補助対象経費	商店街を担う人材育成に取り組む事業 例)情報発信を強化するためのSNS勉強会、商店街の今後のビジョンを検討するための勉強会など
補助率	定額(20万円まで)
申請受付期間	随時、受付中 (ただし、事業は令和5年2月28日までに終了するものに限りです)

# Q&A

## Q1. 補助金は各団体ひとつしか活用できませんか？

A. 複数のメニューを併用して活用いただけます。  
ただし、同じメニューを複数回申請いただくことはできません。

## Q2. 補助金はいつまで申請を受け付けていますか？

A. 補助金の申請は先着順にて受け付けています。予算には限りがあるため、申請をお考えの場合は、早めにお申し込み下さい。  
もし、申請するかどうかを悩まれている場合は、商店街創生センターにご相談下さい。

## Q3. すでに終了している事業も今から申請できますか？

A. 事業が既に終了しているものは補助対象外です。

## Q4. 申請書はいつまでに提出しなければいけませんか？

A. 基本的には、事業を開始する前に交付申請書をご提出下さい。ただし、何らかの理由で交付決定前に事業を始めたい場合は、商店街創生センターに一度ご相談下さい。

## Q5. 他の補助金を受けていても重複して申請できますか？

A. 国や他の自治体等から補助金を受けていても申請は可能です。ただし、他の団体からの補助金と当府からの補助金の合計額が、事業費の総額を超えて受けることは出来ません。

## Q6. 申請書はどこに提出したら良いですか？

A. 京都市内の団体: 日頃お付き合いのある支援団体（京都商店連盟、京都商工会議所等）を通じて、申請書等をご提出下さい。付き合いのある支援団体がなければ直接、商店街創生センターへご提出下さい。

京都市以外の団体: 最寄りの市町村の商工担当課を通じて、ご提出下さい。

★申請書等の必要書類の様式は、ホームページからダウンロードが出来ます。★  
<https://www.pref.kyoto.jp/shogyo/1340358158689.html>

## お問合せ先

商店街創生センター：電 話 075-342-0303 <平日 8:30～17:15>

メール [shotengai-c@pref.kyoto.lg.jp](mailto:shotengai-c@pref.kyoto.lg.jp)